YOKOHAMA KOUGIN

2026年　11月　2日

お客さま　各位

横浜幸銀信用組合

未成年のお客さまの口座開設について

平素より横浜幸銀信用組合をご愛顧頂き、誠にありがとうございます。
未成年のお客さまが当組合本支店窓口で口座を開設される際のお手続きについて、以下のとおりご案内申し上げます。

1. 窓口にご来店いただく方

・15歳未満のお客さま
　親権者さまがご来店のうえ、お手続きください。

・１５歳以上のお客さま
　親権者さまとご本人さまがご一緒にご来店のうえ、ご本人さまがお手続きください。

2. お持ちいただくもの

・未成年のお客さまの本人確認書類（マイナンバーカード等）
・親権者さまの本人確認書類（マイナンバーカード等）
・未成年のお客さまのお届印
・親権者さまのお届印または認印
・親子関係を確認できる書類（発行後６ヶ月以内の原本）
　➢　住民票の写し
　　世帯全員の記載があり、続柄が確認できるもの
　➢　戸籍謄本（全部事項証明書）
　　別世帯等で、住民票では親権者さまとの続柄が確認できない場合

なお、口座開設にあたっては、親権者さまが当組合とお取引をお持ちである必要がございます。

※上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。
※犯罪収益移転防止法に基づき、ご利用目的等をお伺いしたうえで口座開設をお断りすることがございます。
※ご不明な点等がございましたら、当組合窓口までお問い合わせください。

以上

ともに羽ばたこう未来へ
横浜幸銀信用組合